

令和8年度(2026年度)子ども芸術文化活動支援(伝統芸能団体交流)事業 補助金事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県観光文化補助金等交付要項(以下「交付要項」という。)第15条の規定に基づき、同じ分野の伝統芸能に取り組む子どもたちが地域間交流を通じて、伝統芸能への誇りや守り続けることの大切さを認識することで、次世代への継承に繋げることを目的に、伝統芸能の地域間交流活動を主体的にかつ継続して行う団体(以下「補助事業者」という。)に対し交付する子ども芸術文化活動支援(伝統芸能団体交流)事業補助金(以下「補助金」という。)の申請等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本事業でいう伝統芸能とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 雅楽
- (2) 能楽(能、狂言)
- (3) 文楽
- (4) 歌舞伎
- (5) 邦楽(箏、三味線、和太鼓、民謡等)
- (6) 邦舞(日本舞踊)
- (7) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)

2 本事業でいう子どもとは、小学生又は中学生をいう。

3 本事業でいう団体とは、次に掲げるすべての項目を満たすものをいう。

- (1) 熊本県内を活動の拠点とする伝統芸能団体であること。
- (2) 子どもが加入している団体であること。
- (3) 直近の3年間で子どもたちによる伝統芸能活動の実績があること。
- (4) 将来にわたり地域間交流を継続していく団体であること。

4 本事業でいう地域間交流とは、複数地域の団体が参画し子どもたちが交流を行うことをいう。なお、団体が定例的に行う発表会等の活動はこれに含まない。

(補助対象事業及び事業実施期間)

第3条 補助対象となる事業は、次に掲げるすべての項目を満たすものとする。

- (1) 子どもが参加すること。
- (2) 熊本県内で行う地域間交流であること。

2 補助対象事業は、令和8年(2026年)8月1日から令和9年(2027年)1月31日までの間に実施されるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 交付要項第2条の補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、別表のとおりとする。

(補助事業の募集)

第5条 補助事業の募集期間は、令和8年(2026年)6月8日から令和8年(2026年)7月17日まで(必着)とする。ただし、予算の執行状況によっては、追加募集を行うものとする。

(交付申請)

第6条 交付要項第3条第2項に定める添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 団体概要(別添様式①)
- (2) 事業計画書(別添様式②)
- (3) 収支予算書(別添様式③)
- (4) 直近3年間の子どもたちによる伝統芸能の活動歴(任意様式)
- (5) 支出の根拠となる資料(見積書の写し等)
- (6) その他、参考となる資料

(交付決定)

第7条 前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて調査を行い、補助事業等の目的及び内容が適正であるかを確認し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行う。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 交付要項第5条第2項に定める事業変更計画書は、第6条第2号に定める書類を準用するものとする。

2 前項の変更申請書の提出期限は、変更のあった日から起算して30日を経過した日までとする。

(実施状況の報告等)

第9条 知事は、事業の進捗状況を把握するため、適宜、ヒアリングの実施や状況報告書の提出を求めることができる。

2 前項の結果、次の要件のいずれかに該当すると認められる場合、知事は、交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- ア 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- イ 事業の実施に関し不正な行為がなされた場合
- ウ その他知事が必要と認める場合

(実績報告)

第10条 交付要項第9条第2項に定める添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書(別添様式④)
- (2) 収支精算書(別添様式⑤)
- (3) 支出の根拠となる資料(領収書の写し等)
- (4) その他、活動の様子が分かる写真等の記録
- (5) 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年(2027年)2月26日のいずれか早い日とする。

(補助金の請求)

第11条 交付要項第11条第3項に定める書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 概算払内訳明細書(別添様式⑥)
- (2) その他、知事が必要と認める書類

附 則

この要項は、令和8年(2026年)6月5日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助額・補助率
交流会における会場使用料、道具(楽器等)の運搬費、講師謝金、地域住民への広報費等	団体が主催する一つの事業につき 上限20万円 補助対象経費の1/2以内